

令和8年度 地域包括支援センターの 運営体制について

令和8年2月26日
柏市地域包括支援課

目 次

1. 令和8年度柏市地域包括支援センター運営方針(案)
2. 令和8年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様(案)
3. 令和8年度柏市地域包括支援センター運営体制
4. 令和8年度柏市地域包括支援センター業務委託
5. 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

令和8年度柏市地域包括支援センター運営方針(案)

- 市が地域包括支援センター業務を委託する場合は、方針を示すこととなっており、「柏市地域包括支援センター運営方針」を定めている。

(根拠法令：介護保険法第115条の4第1項・施行規則第140条の6第2)

- 運営方針の構成は次のとおり

- 1 基本的運営方針
- 2 業務実施方針
- 3 区域ごとの重点事業
- 4 市及びセンター間の連携

<修正の方向性>

構成に変更はなし

1 基本的運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの推進

市が第9期柏市高齢者いきいきプラン21に掲げる基本理念に向け取り組むなかで、センターは地域包括ケアシステムの中核的機関として、市や関係機関とともに、地域包括ケアの推進に努める。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、多様な組織・機関と相互に信頼関係を築き、高齢者の実態把握や情報収集を行うとともに、様々な活動を通じてネットワークを強固にする。

(3) 事業評価を通じた機能強化

高齢者が増加するなか、センターが適切に機能していくため、運営協議会等を通じて、業務状況を把握・評価し、事業の質向上に向け、必要な改善を図る。

(4) 公正性及び中立性の確保

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務において、利用者の特性や意欲、意向を踏まえた事業者紹介を行う。

2 業務実施方針

センターが行う各業務の方針を取組みの視点とともに記載

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

(2) 介護予防業務
様々な機会を活用し、予防啓発を行う

(3) 総合相談支援業務

(4) 権利擁護業務

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(6) 生活支援体制整備事業

(7) 認知症総合支援事業、認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター等養成事業

- ・「新しい認知症観」に立つ
- ・本人参画・発信の場となる既存資源での受け入れや新しい資源開発に取り組む
- ・認知症に対する正しい理解を広げる
- ・認知症の相談先として地域包括支援センターの認知度を高める

(8) 地域ケア会議推進事業

3 区域ごとの重点事業

担当圏域の各種データや調査結果等から地域特性を把握するとともに、収集したデータの分析等から地域課題を抽出する。

地域課題は住民と共有しながら解決に向け検討し、その対応策を重点活動として事業計画に位置づけ、計画的に取り組む。

4 市及びセンター間の連携

市は増大するセンターの負担軽減に配慮しつつ、センターが期待される役割を発揮できるよう適切に連携を図る。

第9期プランにおける各種施策の推進、センター業務の適切な運営、市とセンターの役割調整等を行う機会として、会議を定期的を開催する。

(1) センター長会議

(2) 専門職連携会議

ア 医療職会議

イ 社会福祉士会議

ウ 主任介護支援専門員会議

エ 認知症地域支援推進員会議

(3) センター連携会議

令和8年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様(案)

(1) 委託仕様 (主な事業内容①)

【介護予防ケアマネジメント業務】 要支援者・事業対象者への支援
適切なアセスメントにより、利用者の自立・重度化防止の視点に立ち、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを行う。
※ケアマネジメントの一部を委託する場合は6割を目安とする。



【一般介護予防事業】 フレイル予防活動の推進

フレイルチェック講座等のあらゆる機会を捉え、多職種との連携を図りフレイル予防の普及啓発を進める。さらに、地域の関係部門との連携やフレイルチェック講座等と連動させることで、地域主体の活動内容の充実や継続的な参加を支援する。



【総合相談支援業務】 月～土曜日の窓口開設

支援が必要な高齢者や家族等からの相談を受け、適切な情報提供や支援を行う。また、他分野の支援機関との関係構築や連携強化を図り、複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援の一端を担うとともに、受けた相談や収集した情報を分析し地域の課題把握を行う。困りごとが重篤化する前に相談できるよう、地域包括支援センターの更なる周知を行う。



【権利擁護業務】 権利擁護への対応・普及啓発

成年後見制度、消費者被害、**終活及び**高齢者虐待等の予防について、関係機関と連携し普及啓発を行うほか、施設への措置入所実施に対する協力・**調整**や困難事例への対応を行う。



令和8年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様(案)

(1) 委託仕様 (主な事業内容②)

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員の日常的業務に対する個別指導・相談支援のほか、資質向上のための研修等の実施、社会資源等の情報提供を行う。また、地域で包括的・継続的なケアを実施するため、各関係機関との連携を支援する。



【生活支援体制整備事業】 高齢者が安心して暮らせる体制づくり

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて地域の協議体を連携する。また、生活支援コーディネーターと連携し、たすけあいサービス等の利用促進や社会資源開発への提案等、地域の実情に応じた生活支援の体制構築に努める。



【認知症総合支援事業等】 認知症の相談支援、見守り体制の構築

認知症の人やその家族が地域社会での生活の維持や選択ができるよう連携体制を構築する。また、介護者の介護負担を軽減する場の開催や正しい知識を伝えるための講座等による普及啓発を行う。さらに、かしわオレンジSOSネットワークへの登録を推進し、地域における認知症高齢者の見守り体制を推進する。



【地域ケア会議推進事業】 地域での課題の解決策を検討

医療・介護等の専門職や民生委員・ボランティア等の地域関係者により、高齢者等が抱える個別の問題や地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討する。



(2) 人員体制 (配置基準)

【常勤職員※】

3職種（保健師等，社会福祉士，主任介護支援専門員等）を1人当たり高齢者人口の状況が概ね1,500人以下となるよう配置

※ 1名はセンター長，1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねる

【非常勤職員（プランナー）】

- ・センターが担当する介護予防プラン数に応じた人数を配置
 - ・週3日勤務相当職員は25~30件，週4日勤務相当職員は33~40件を目安に担当
- ※常勤職員は5~10件を目安に担当

【非常勤職員（事務補助員）】

月12日以内かつ週20時間以内 で1名配置

令和8年度柏市地域包括支援センター運営体制

令和8年度の運営体制は次のとおり。法人からの継続意向や今年度第1回運営協議会にて適切なセンター運営である評価をいただいたことから、現受託法人へ継続して委託する予定

センター	担当地域	運営委託予定法人	人員体制 ※1				高齢者人口※2
			常勤	プランナー	事務補助	計	
柏北部	田中	(福)真和会	6	4	1	11	9,224
柏北部第2	西原, 柏の葉	アースサポート(株)	5	4	1	10	7,304
北柏	富勢	(公財)柏市医療公社	5	4	1	10	7,510
北柏第2	松葉, 高田・松ヶ崎	(公財)柏市医療公社	7	3	1	11	9,529
柏西口	豊四季台	(福)豊珠会	6	7	1	14	8,396
柏西口第2	新富, 旭町	(福)豊珠会	5	5	1	11	7,803
柏東口	柏中央, 新田原	(福)生活クラブ	7	6	1	14	10,231
柏東口第2	富里, 永楽台	ミアヘルサ(株)	5	2	1	8	7,761
光ヶ丘	光ヶ丘, 酒井根	(医)昌擁会	8	5	1	14	11,406
柏南部	南部, 藤心	(医)昌擁会	8	3	1	12	12,458
柏南部第2	増尾	アースサポート(株)	5	2	1	8	7,484
沼南 ※3	風早北部, 風早南部, 手賀	(福)柏市社会福祉協議会	8	4	1	15	14,975
沼南ブランチ			2	—	—		
合計			77	49	12	138	114,081

※1 赤字は定数増 ※2 高齢者人口はR7.10.1現在 ※3 沼南と沼南ブランチの職員は流動的に勤務

令和8年度柏市地域包括支援センター業務委託

委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
委託料の構成は次のとおり

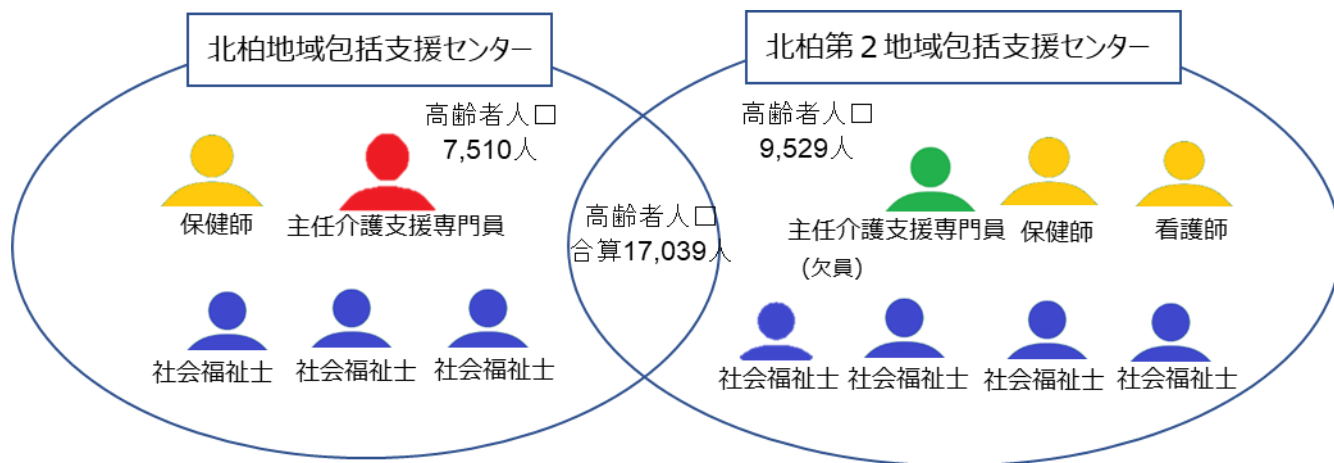
区 分		内 容	
運営費 (A)	人件費 (精算あり)	常勤	給料, 手当, 法定福利費, 退職手当引当金
		非常勤	賃金, 通勤費及び社会保険料 (上限あり)
	事務費		高齢者人口に応じた固定額 (498万1千円~518万1千円)
	施設賃借料等		事務所賃料・駐車場賃料等の実額
介護報酬費 (精算あり・B)		予防プラン作成による収入額	
業務委託料 (A - B)		運営費から介護報酬費を差し引いた額	

物価高騰に
対応するため
増額

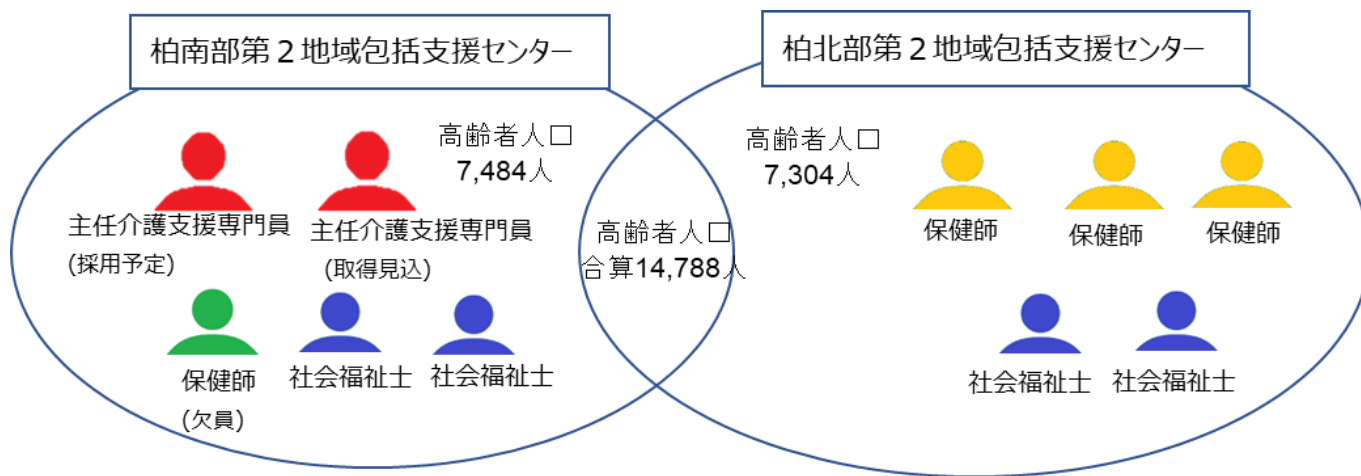
地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

(1) 複数圏域での合算による3職種の配置

① 北柏地域包括支援センター，北柏第2地域包括支援センター



② 柏南部第2地域包括支援センター，柏北部第2地域包括支援センター



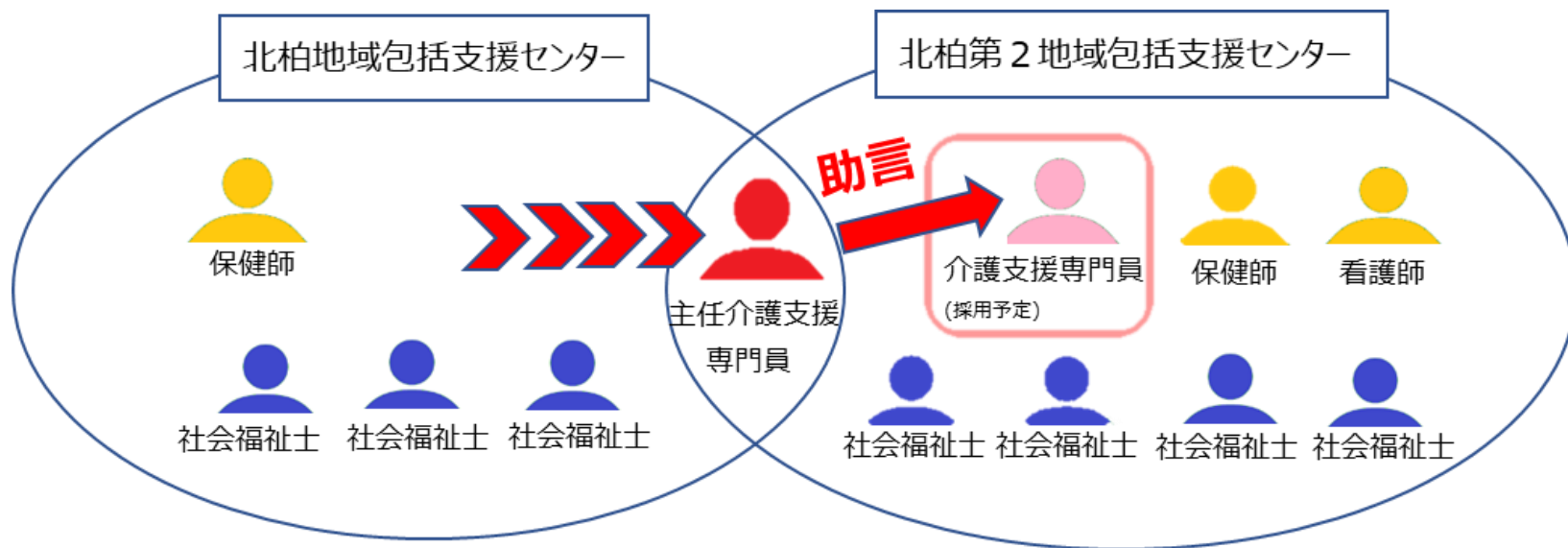
主任介護支援専門員が中心となり、

- ・地域の介護支援専門員の支援
- ・地域ケア会議の開催
- ・支援困難事例への対応

に必要な知識と経験を活かして両センターの質をさらに向上

(2) 主任介護支援専門員に準ずる者の配置

北柏第2地域包括支援センター



(参考) 課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」

主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加